

バドミントン S / J リーグ II 2021 大田原大会

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策基本方針

I はじめに

バドミントン S / J リーグ II 2021 大田原大会の開催に当たっては、内閣府や厚生労働省等の関係各所の最新の発表内容をもとに、開催地都道府県及び市区町村の方針に従い実施することが前提となります。

II 基本的な考え

【基本方針の作成に当たって】

1. 基本方針の作成に当たっては、国や日本スポーツ協会などが示すガイドライン等を基本として作成する。
2. バドミントン S / J リーグ II 2021 大田原大会の感染症拡大防止対策の実施に当たっては、競技特性に応じた対応の必要性から（公財）日本バドミントン協会が示す内容を最大限尊重する。
3. バドミントン S / J リーグ II 2021 大田原大会の感染症拡大防止対策の作成に当たっては、バドミントン S / J リーグ委員会が中心となって、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会大田原市実行委員会（以下、「大田原市実行委員会」という。）及び栃木県バドミントン協会による連携のもと、内容等の整理をする。
4. 作成した基本方針については大会ホームページ等で公表するとともに、関係者に対する通知文書等を通じて事前周知し本方針の徹底を図る。

【コロナ禍における大会運営について】

1. 参加チームの選手・監督をはじめ競技登録役員（以下「大会参加者」という。）をはじめ競技役員及び補助員等の大会関係者全員の安全・安心の確保を最優先事項とする。
2. 大会実施の可否、実施時における大会関係者への対応等重要事案の決定に際しては、バドミントン S / J リーグ委員会が大田原市実行委員会及び栃木県バドミントン協会と綿密に連携し決定する。
3. 競技の運営に当たっては、開催地自治体（衛生部局等を含む）及び使用する施設等が示す感染症拡大防止に向けた方針等に従うものとする。
4. 競技別の開始式・閉会式及び諸会議等については感染拡大防止及び開催経費削減の観点から、中止または必要最小限の規模での実施を検討する。
5. 大会の開催に当たっては、開催経費全体の削減についても最大限の努力をする。
6. 感染予防及び感染拡大防止に向けた対応策は基本方針等に基づきバドミントン S / J リーグ委員会及び大田原市実行委員会、栃木県バドミントン協会との連携のもと実施するが、感染症等の発生そのものについて責任を負うことはできない。

【新型コロナウイルス感染症拡大防止について】

1. 三つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を回避する。
2. 身体的距離を確保する。
3. 手洗いを徹底する。

4. マスクの着用（ただし、熱中症や競技特性に応じた対応に留意する）を徹底する。
5. 競技の実施においては定期的な開窓等により換気に留意する。

【大会実施の可否等について検討する場合の条件について】

バドミントンS/Jリーグ委員会及び大田原市実行委員会は、以下の条件に基づき、必要に応じて大会全体、または一部競技の実施の可否等について検討する。

1. 緊急事態宣言が国内全域または開催地ブロック都道府県を対象に発令された場合。
2. 開催地自治体の方針等により大会実施の可否等について検討が必要となった場合。
3. 開催地における医療機関のひっ迫状況により、安全・安心な大会運営が困難な状況となった場合。
4. 出場チームや選手の辞退等の増加により、大会開催が明らかに困難となった場合。
5. その他、大会開催にあたり通常の実施が困難と判断された場合。

III 意思決定の流れ

各組織の役割

(1) バドミントンS/Jリーグ委員会

- ① 大会実施の可否、実施時における大会関係者への対応等重要事案の決定に際しては、大田原市実行委員会と連携を図り意思決定する。
- ② 大田原市実行委員会及び栃木県バドミントン協会の協力を得て「新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針」を作成する。
- ③ バドミントンS/JリーグII 2021 大田原大会の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る事案に対応する。
- ④ 大会関係者に対して事前に基本方針を周知し、重要事案発生時の対応・態度決定方法を確認する。
- ⑤ 大会開催中の重要事案発生時に適切に対応する。

(2) 大田原市実行委員会

- ① バドミントンS/Jリーグ委員会及び栃木県バドミントン協会と連携を図り、事前及び重要事案発生時に適切に対応する。
- ② 開催都道府県知事所管のスポーツ主管課や衛生部局等との調整が必要な場合は、大田原市実行委員会がこれに当たる。
- ③ 基本方針の内容、情報を基にバドミントンS/Jリーグ委員会と連携し対応する。
- ④ 主に会場の設営、地域の事情に応じた視点の対応を行う。

(3) 栃木県バドミントン協会

- ① バドミントンS/Jリーグ委員会及び大田原市実行委員会と連携を図り、事前及び重要事案発生時に適切に対応する。
- ② 主に競技の特性の視点で対応する。
- ③ 競技の特性に応じた感染症拡大防止対策の具体的な方策を作成する。

IV 感染拡大防止策の概要

1 全般的な事項

- (1) 大田原市実行委員会は、感染防止のため実施すべき事項や大会参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、適切な場所（大会の受付場所等）に掲示すること。
- (2) 大田原市実行委員会は、各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認する。
- (3) 大会期間中に競技会場へ来館するすべての大会関係者は、体温・体調記録アプリ「Global Safety」（以下「健康管理アプリ」という。）を使用し、競技期間中及び競技参加前 2 週間以内、並びに競技終了後 2 週間の期間における、体温・体調等の以下の必要事項について記録すること。なお、アプリを使用した体調管理ができない場合は、大田原市実行委員会に申出のうえ、指示に従って体調管理チェックシート（様式第 1 号・第 2 号）により記録すること。

ア 平熱を超える発熱

イ 咳、喉の痛みなど風邪の症状

ウ 倦怠感（だるさ）

エ 息苦しさ（呼吸困難）

オ からだが重い、疲れやすい

カ 味覚や嗅覚の異常

キ 感染者との濃厚接触

ク 感染が疑われる人が同居家族や身近な知人でいた

ケ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触

- (4) 大会関係者は、競技期間中及び競技参加前 2 週間以内、並びに競技終了後 2 週間の期間において、感染者または濃厚接触者と診断された場合は、健康管理アプリ又は体調管理チェックシート（以下「健康管理アプリ等」という。）に必要事項を記録のうえ大田原市実行委員会に対しその事実について速やかに報告し、医療機関及び大田原市実行委員会の指示に従うこと。

なお、感染者等が発生した場合の対応の詳細については「V 感染者等が発生した場合の対応について」を参考に対応すること。

- (5) 大会参加者は、医療機関や隔離施設、宿泊施設、自宅までの移動や輸送について、各自の責任で行うこと。
- (6) 各参加チームにコロナ対応担当者を設置すること。

2 当日の参加受付時の留意事項

バドミントンS/Jリーグ委員会及び大田原市実行委員会は、大会当日の受付時に大会参加者が密になることへの防止や、安全に大会を開催・実施するため、以下に配慮した会場設営と受付事務を行うこと。

- (1) 大会参加者の受付は密になることを避けるため、代表受付とする。
- (2) 受付には、手指消毒剤を設置すること。
- (3) 大会参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。
- (4) 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- (5) 人と人が対面する場所は、経費面を考慮して、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- (6) 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように、貼紙などにより注

意を促すこと。

- (7) 新型コロナウイルス接触確認アプリや各地域で取り組まれている通知サービスの活用を検討すること。

3 大会参加者への対応

(1) 入場時の対応

バドミントンS/Jリーグ委員会及び大田原市実行委員会は、全ての大会関係者に対し、以下の対応を徹底すること。

① 大会当日の受付

大会参加者の受付は、代表者（コロナ対応担当者が望ましい。）が全員分の体調管理アプリ等を確認したうえで、体調管理チェックシート総括表（様式第3号）を選手監督受付所に提出して受付を行う。

② 大会当日の体温

全ての入場者に対し、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を実施すること。

③ 体調等の確認

会場入口において、健康管理アプリ等により、大会2週間前から大会最終日までの健康状態及び行動歴についてチェックを行う。

④ 入場の可否

②及び③により、体調不良者又は濃厚接触者等に該当した経過があることが確認された場合及び健康管理アプリ等に記載漏れ等の不備がある場合は、入場させない。

⑤ その他

参加チームは当日の参加について、大会2週間前のチェック状況と当日のチェック状況から適切に判断して決めること。

(2) マスク等の準備

チーム責任者は、大会参加者がマスクを準備しているか確認すると同時に、着用について指導すること。なお、競技中のマスクの着用は大会参加者等の判断（※）とするが、参加の受付、着替え、表彰式等の競技を行っていない間、特に会話する時には、マスクを着用すること。

（※）マスクを着用して競技を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意するとともに、適宜周知すること。

(3) 大会参加前後の留意事項

大会参加者は、大会前後のミーティング等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮すること。

4 大田原市実行委員会が準備等すべき事項

(1) 手洗い場所

大田原市実行委員会は、大会参加者が大会開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保すること。

- ① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。

- ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。

- ③ 手洗い後に手を拭くため、大会参加者にマイタオルを持参させること。

④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

⑤ ジェットタオルは稼働を停止すること。

(2) 更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。

大田原市実行委員会は更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、大会参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備すること。

① 広さにはゆとりを持たせ、他の大会参加者と密になることを避けること。

② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する数を制限する等の措置を講じること。

③ 室内又はスペース内で複数の大会参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、可能な限り消毒すること。

④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

(3) 洗面所(トイレ)

洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることから、以下に配慮して管理すること。

① トイレ内の複数の大会参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、可能な限り消毒すること。

② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。

③ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。

④ 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。

⑤ 手洗い後に手を拭くため、大会参加者にマイタオルを持参させること。

⑥ ジェットタオルは稼働を停止すること。

(4) 飲食等について

大田原市実行委員会は、大会参加者が飲食等をする際は、以下に配慮すること。

① 大会参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう促すこと。

② 飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップを使用し、共用させないこと。

③ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。

④ 飲食の際には適切な間隔を確保すると同時に対面とさせないこと。また、会話は控えさせること。

(5) 大会会場

大会会場が換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと。

(6) ゴミの管理

大会参加者にゴミを持ち帰ることを義務付けるとともに、その内容を周知すること。

5 大会参加者への留意点

大田原市実行委員会は、大会参加者に対し、以下の留意点や遵守すべき内容を周知・徹底することに対応した会場設営を行い、大会参加者への周知・徹底についてはバドミントンS/Jリーグ委員会及び栃木県バドミントン協会が中心となって対応する。

(1) 十分な距離の確保

競技の種類に関わらず、競技をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（感染予防の観点からは、できるだけ2 mを目安に(最低1 m)）を空けること。

運動強度が高い競技の場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要がある。

(2) その他

- ① 競技中に、唾や痰をはくことは行わないこと。
- ② タオルの共用はしないこと。
- ③ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。
- ④ 飲みきれなかった飲料等を水道・トイレ等に捨てないこと。

6 その他の留意事項

- (1) 宿泊に関しては、宿泊施設関連の業界団体が定める最新の「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従うこと。
- (2) バドミントンS/JリーグIIの内容については、(公財)日本バドミントン協会において作成したガイドラインを参考に作成すること。

V 感染者等が発生した場合の対応について

1 感染者等が発生した場合の対応に関する考え方

本基本方針はコロナ禍におけるバドミントンS/JリーグII 2021 大田原大会をより安全・安心な大会として実施するために、バドミントンS/Jリーグ委員会を中心に、大田原市実行委員会並びに栃木県バドミントン協会など関係組織と連携のもと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的としている。

その上で、万一感染者等が発生した場合においては発生の時期や場所等の条件の違いによらず、全て医療機関への相談・受診が前提となる。その診断等の結果、必要に応じて保健・衛生機関の指示等に従うこととなる。

本基本方針では感染者等が発生した場合の対応について、幾つかの発生事案を想定し、それらに対する基本的な対応方法等について、以下に示す基本的な対応例を参考に適切に対応することとする。

なお、感染者等の発生による競技大会への参加等の可否判断については、医療機関等の指示を遵守した上で参加チームの責任において行うことを原則とする。

2 感染者、濃厚接触者等の定義

(1) 感染者

医療機関による診断の結果、感染者と判定された者。なお、感染者の発生日とは症状が出始めた日とし、発症日が不明な場合は陽性と判定された検体採取日とする。

(2) 濃厚接触者

濃厚接触者は所轄保健所の判断による。なお、濃厚接触者の発生日とは感染者と接触した日とする（接触した日が複数ある場合は、大会に最も近い日とする）

【参考】厚生労働省が示す濃厚接触者の定義（一部抜粋）

感染者と手指消毒など行うことなく触れ合った、もしくは対面で手を伸ばしあったら届くくら

いの距離(1 m 程度)に 15 分以上いた。

(3) 体調不良者

発熱(37.5°C以上)や風邪症状(咳、のどの痛み、だるさや息苦しさ、味覚や嗅覚の異常など)健康管理アプリ等の健康チェック項目のアからケに該当する者。

3 その他

(1) 大会出場辞退等の判断は参加チームの責任において行うことを原則とする。

(2) 大会役員への対応については「4 感染者の等が発生した場合の基本的な対応について」に準じて対応する。